平成２１年（フ）第３１４４号
横浜市南区大岡２丁目８番16―402号
債務者　桒原　健太
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５５号
横浜市鶴見区駒岡４丁目10番11号　リバーサイドハイツⅡ　102
債務者　星　　智明
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２１号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾203
債務者　豊増　正治
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２２号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾203
債務者　豊増　優子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２６１号
神奈川県大和市南林間４丁目７番２号　千倉荘103
債務者　鈴木　元一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３７６号
横浜市港北区篠原西町30番21号　KMヒルズⅡ　201
債務者　山口　修生
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５０号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―504号　ヴィスタヒル
債務者　植松　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５３号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―806号
債務者　畠山賢錦こと　**陳　　賢錦**
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０号
熊本県八代郡氷川町鹿野647番地
債務者　森野　英子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３７７号
広島県福山市松永町６丁目４番27号　クリーンビュー松永105、前住所広島県福山市南蔵王町３丁目11番６―304号　パサージュ福山南蔵王
債務者　赤松　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３６２号
釧路市春採６丁目４番６号　レオパレス６丁目ホープⅠ　108号室
債務者　神田　聡明
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８３６号
愛知県岡崎市中島町字遂分11番地
債務者　新家　利広
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
広島県福山市水呑町4498番地　水呑三新田76―５―１
債務者　横山江三子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２３７８号
東京都品川区二葉２丁目４―２
債務者　伊藤　滋芳
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４２号
東京都青梅市畑中３丁目951―13
債務者　小林　洋美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部